

振動規制法に基づく特定施設（振動規制法施行令別表第1に掲げる施設）

項番号・施設名		規模等要件
1 金属加工機械		
	(イ) 液圧プレス	矯正プレスを除く。（騒音規制法にも該当）
	(ロ) 機械プレス	全てのもの（呼び加圧能力294kN以上の場合、騒音規制法にも該当）
	(ハ) せん断器	原動機定格出力1kW以上（3.75kW以上の場合、騒音規制法にも該当）
	(ニ) 鍛造機	全てのもの（騒音規制法にも該当）
	(ホ) ワイヤーフォーミングマシン	原動機定格出力37.5kW以上
2 圧縮機（コンプレッサー）		原動機定格出力7.5kW出力以上（空気圧縮機として、騒音規制法にも該当）
3 土石用又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機		原動機定格出力7.5kW出力以上（騒音規制法にも該当）
4 織機		原動機を用いるもの（騒音規制法にも該当）
5	コンクリートブロックマシン	原動機定格出力合計2.95kW出力以上
	コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	原動機定格出力合計10kW出力以上
6 木材加工機械		
	(イ) ドラムバーカー	全てのもの（騒音規制法にも該当）
	(ロ) チッパー	原動機定格出力2.2kW以上（2.25kW以上の場合、騒音規制法にも該当）
7 印刷機械		原動機を用いるもの（騒音規制法にも該当）
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		全てのもの（騒音規制法にも該当）
9 鍛型造型機		ジヨルト式のもの（騒音規制法にも該当）

※騒音規制法の特定施設に該当するものもあるので、注意が必要。